

令和 2 年 4 月 2 7 日

保護者 様

深谷市教育委員会
川 本 北 小 学 校 長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る臨時休業の延長について

このことについて、4月7日に「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る臨時休業について」を送付しましたが、緊急事態宣言下においても、新型コロナウイルス感染症に係る厳しい状況が続いております。

そこで、下記のとおり臨時休業を延長することとします。

記

1 休園・休校延長について

現在の対応：5月6日（水）まで休園・休校（緊急事態宣言最終日）

(1) 5月10日（日）まで休園・休校とする。

5月11日（月）に園・学校を再開、給食開始とする。

※ 5月7（木）、8日（金）、9日（土）、10日（日）の4日間延長

※ 緊急事態宣言に係る国・県の要請を見据え、5月11日以降の休園・休校再延長の可能性あり（再開日、給食開始日については再度調整）

2 その他

(1) 延長した臨時休業中の5月7日（木）、5月8日（金）は、園児、児童の預かりを行います。

(2) 登校日（園）を実施する場合は、ホームページ、連絡メール等でお知らせします。

(3) 臨時休業中は、校庭を開放しておりますが、不要不急の外出や人との関わりを8割削減するなど十分留意した行動をお願いします。